

有料老人ホームの設置に関する事務手続きフロー

有料老人ホームを設置する場合、老人福祉法第29条第1項の規定により、事前に届出を行う必要があります。

なお、設置届を提出いただく前に、寝屋川市有料老人ホーム設置運営指導要綱に基づき、大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針に適合しているか等を審査するため、事前協議を行っていただくこととなっています。

以下の事務手続きフロー及び事前協議受付票、事前協議等に必要な添付書類一覧、大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針を確認の上、あらかじめお電話にて事前協議の予約をお願いします。

※ 事前協議から設置届出受理までには3カ月程度の期間を要します。

